

青森県報

第八百三十七号

令和六年
十一月八日
(金曜日)

目 次

告 示

○生活保護法による医療機関の指定……………	(健康医療福祉政策課) …… 一
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(同) …… 二
○生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………	(同) …… 二
○生活保護法による介護機関の指定……………	(同) …… 二
○右 同……………	(同) …… 二
○生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 三
○生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 三
○生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 四
○生活保護法による指定介護機関の所在地及び特定福祉用具販売事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 四
○生活保護法による指定介護機関の所在地及び特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地変更の届出……………	(同) …… 五
○生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出……………	(同) …… 五
○右 同……………	(同) …… 五
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同) …… 六
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中	

国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 六

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 七

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 七

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び特定福祉用具販売事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 七

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 八

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地変更の届出…………… (同) …… 八

○右 同…………… (同) …… 九

告 示

青森県告示第五百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年十一月八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
まつぎき皮膚科	弘前市大字城東二丁目一の一	令和六・一〇・一
白生会クリニック	五所川原市字中平井町一四二の一	〃
たなぶ調剤薬局	むつ市柳町一丁目九の五〇	〃

青森県告示第五百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年十一月八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	年 廃 月 日 止
なるみ歯科	弘前市大字清水四丁目八の六	令和六・九・一

青森県告示第五百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年十一月八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	年 休 月 日 止
山口医院	弘前市大字若葉一丁目六の四	令和六・八・三

青森県告示第五百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年十一月八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		年 指 月 日 定
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人オーラルヘルスアーキテクト 官庁街歯科	十和田市西二番町一三の二	居宅療養管理指導 医療法人オーラルヘルスアーキテクト 官庁街歯科	十和田市西二番町一三の二	令和六・九・一

青森県告示第五百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年十一月八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人オールヘルスアーキテクト官庁街歯科	十和田市西二番町一三の二	介護予防防居宅療養管理指導	医療法人オールヘルスアーキテクト官庁街歯科	令和六・九・一

青森県告示第五百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年十一月八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

区分		居宅介護事業者		変更年月日
変更前	変更後	名称	主たる事務所の所在地	
有有限会社つるかめケアセンター	有有限会社つるかめケアセンター	名称	主たる事務所の所在地	令和六・七・三
弘前市大字門外四丁目五の一二	弘前市大字門外四丁目五の一二	所在地	所在地	
訪問介護	訪問介護	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	

変更前	変更後
有有限会社つるかめケアセンター	有有限会社つるかめケアセンター
弘前市大字門外四丁目五の一二	弘前市大字門外四丁目五の一二
福祉用具貸与	福祉用具貸与
ハピネス福祉サービス	有有限会社つるかめケアセンター
弘前市大字門外四丁目五の一二	弘前市大字門外四丁目五の一二
〃	六・八・一

変更前	変更後
有有限会社つるかめケアセンター	有有限会社つるかめケアセンター
弘前市大字門外四丁目五の一二	弘前市大字門外四丁目五の一二
福祉用具貸与	福祉用具貸与
ハピネス福祉サービス	有有限会社つるかめケアセンター
弘前市大字門外四丁目五の一二	弘前市大字門外四丁目五の一二
〃	六・八・一

変更前	変更後
有有限会社つるかめケアセンター	有有限会社つるかめケアセンター
弘前市大字門外四丁目五の一二	弘前市大字門外四丁目五の一二
福祉用具貸与	福祉用具貸与
ハピネス福祉サービス	有有限会社つるかめケアセンター
弘前市大字門外四丁目五の一二	弘前市大字門外四丁目五の一二
〃	六・八・一

変更前	変更後
有有限会社つるかめケアセンター	有有限会社つるかめケアセンター
弘前市大字門外四丁目五の一二	弘前市大字門外四丁目五の一二
福祉用具貸与	福祉用具貸与
ハピネス福祉サービス	有有限会社つるかめケアセンター
弘前市大字門外四丁目五の一二	弘前市大字門外四丁目五の一二
〃	六・八・一

青森県告示第五百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年十一月八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

区分	
名称	介護予防事業者
主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類
名称	介護予防事業所
所在地	
変更年月日	

変更後	変更前	変更後	変更前
有 限 会 社 つ る か め ケ ア セ ン タ ー		有 限 会 社 つ る か め ケ ア セ ン タ ー	
弘 前 市 大 字 門 外 四 丁 目 五 の 一 二		弘 前 市 大 字 門 外 四 丁 目 五 の 一 二	
介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与		介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	
ハ ピ ネ ス 福 祉 サ ー ビ ス		ハ ピ ネ ス 福 祉 サ ー ビ ス	
弘 前 市 大 字 松 原 西 三 丁 目 七 の 二 〇		弘 前 市 大 字 松 原 西 三 丁 目 七 の 二 〇	
六・八・一		令 和 六・七・三	

青森県告示第五百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年十一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区 分		名 称		主たる事務所の所在地		名 称		所在地		変更年月日
居 宅 介 護 支 援 事 業 者		有 限 会 社 つ る か め ケ ア セ ン タ ー		弘 前 市 大 字 門 外 四 丁 目 五 の 一 二		有 限 会 社 つ る か め ケ ア セ ン タ ー		弘 前 市 大 字 門 外 四 丁 目 五 の 一 二		令 和 六・七・三
居 宅 介 護 支 援 事 業 所		〇 弘 前 市 大 字 松 原 西 三 丁 目 七 の 二		弘 前 市 大 字 門 外 四 丁 目 五 の 一 二		〇 弘 前 市 大 字 松 原 西 三 丁 目 七 の 二		弘 前 市 大 字 松 原 西 三 丁 目 七 の 二		令 和 六・七・三

変更後	変更前
有 限 会 社 つ る か め ケ ア セ ン タ ー	
弘 前 市 大 字 門 外 四 丁 目 五 の 一 二	
有 限 会 社 つ る か め ケ ア セ ン タ ー	
弘 前 市 大 字 松 原 西 三 丁 目 七 の 二	
六・八・一	

青森県告示第五百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年十一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区 分		名 称		主たる事務所の所在地		名 称		所在地		変更年月日
特定福祉用具販売事業者		有 限 会 社 つ る か め ケ ア セ ン タ ー		弘 前 市 大 字 門 外 四 丁 目 五 の 一 二		有 限 会 社 つ る か め ケ ア セ ン タ ー		弘 前 市 大 字 門 外 四 丁 目 五 の 一 二		令 和 六・七・三
特定福祉用具販売事業所		ハ ピ ネ ス 福 祉 サ ー ビ ス		弘 前 市 大 字 松 原 西 三 丁 目 七 の 二		ハ ピ ネ ス 福 祉 サ ー ビ ス		弘 前 市 大 字 松 原 西 三 丁 目 七 の 二		六・八・一

青森県告示第五百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年十一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区 分		特定介護予防福祉用具販売事業所		特定介護予防福祉用具販売事業所		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
弘前市大字門外四丁目五の二	弘前市大字松原西三丁目七の二	ハビネス福祉サービス	弘前市大字門外四丁目五の二	ハビネス福祉サービス	弘前市大字松原西三丁目七の二	令和六・七・三
弘前市大字門外四丁目五の二	弘前市大字松原西三丁目七の二	ハビネス福祉サービス	弘前市大字門外四丁目五の二	ハビネス福祉サービス	弘前市大字松原西三丁目七の二	令和六・八・一

青森県告示第五百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年十一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県告示第五百八十六号

区 分		居宅介護事業者		居宅介護事業所		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人南優社	社会福祉法人南優社	八戸市青葉一丁目一四	八戸市青葉一丁目一四	グループホーム	三戸郡五戸町の四五	令和六・七・二
社会福祉法人南優社	社会福祉法人南優社	八戸市青葉一丁目一四	八戸市青葉一丁目一四	小規模多機能型居宅介護	三戸郡南部町大字下名	〃

区 分		居宅介護事業者		居宅介護事業所		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人南優社	社会福祉法人南優社	八戸市青葉一丁目一四	八戸市青葉一丁目一四	グループホーム	三戸郡五戸町の四五	令和六・七・二
社会福祉法人南優社	社会福祉法人南優社	八戸市青葉一丁目一四	八戸市青葉一丁目一四	小規模多機能型居宅介護	三戸郡南部町大字下名	〃

青森県告示第五百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年十一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区 分		介護予防事業者		介護予防事業所		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人南優社	社会福祉法人南優社	八戸市青葉一丁目一四	八戸市青葉一丁目一四	グループホーム	三戸郡五戸町の四五	令和六・七・二
社会福祉法人南優社	社会福祉法人南優社	八戸市青葉一丁目一四	八戸市青葉一丁目一四	小規模多機能型居宅介護	三戸郡南部町大字下名	〃

変更後	変更前
社会福祉 法人南優 会	
三戸郡南部 町大字下名 久井字如来 堂五の一	八戸市青葉 区一丁目一 三
介護予防 小規模多 機能型居 宅介護	
小規模多 機能ホー ム蒼	
三戸郡南部 町大字下名 久井字如来 堂五の一	
令和 六・七・二 元	

青森県告示第五百八十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和六年十一月八日

青森県知事 宮下宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 日 月 年
まつざき皮膚科	弘前市大字城東二丁目一の一	令和六・二・一
白生会クリニック	五所川原市字中平井町一四二の一	〃
たなぶ調剤薬局	むつ市柳町一丁目九の五〇	〃

青森県告示第五百八十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例」によ

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
有 限 会 社 たけあき ー せんめ		有 限 会 社 たけあき ー せんめ		有 限 会 社 たけあき ー せんめ		有 限 会 社 たけあき ー せんめ		名 称	居 宅 介 護 事 業 者
弘前市大字 松原西三丁目七番地	弘前市大字 門外四丁目一五番地	弘前市大字 松原西三丁目七番地	弘前市大字 門外四丁目一五番地	弘前市大字 門外四丁目二五番地	弘前市大字 門外四丁目二五番地	弘前市大字 門外四丁目二五番地	弘前市大字 門外四丁目二五番地	主たる所在地	
福祉用具 貸与		訪問介護		福祉用具 貸与		訪問介護		居宅介護 事業の種類	
ハピネス ビジネス ー		有 限 会 社 たけあき ー せんめ		ハピネス ビジネス ー		有 限 会 社 たけあき ー せんめ		名 称	居 宅 介 護 事 業 所
弘前市大字 松原西三丁目七番地	弘前市大字 門外四丁目一五番地	弘前市大字 松原西三丁目七番地	弘前市大字 門外四丁目一五番地	弘前市大字 松原西三丁目七番地	弘前市大字 門外四丁目二五番地	弘前市大字 松原西三丁目七番地	弘前市大字 門外四丁目二五番地	所 在 地	
〃		六・八・一		〃		令和 六・七・三		変更 年月日	

る生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を變更した旨の届出があつたので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年十一月八日

青森県知事 宮下宗一郎

青森県告示第五百八十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年十一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分		変更前		変更後	
介護予防事業者	名称	有限会社 つるかめ ケアセンター		有限会社 つるかめ ケアセンター	
	主たる事務所の所在地	弘前市大字 門外四丁目 五の二		弘前市大字 門外四丁目 五の二	
介護予防事業所		介護予防 事業の種類 福祉用具 貸与		介護予防 事業の種類 福祉用具 貸与	
介護予防事業所	名称	ハピネス 福祉サー ビス		ハピネス 福祉サー ビス	
	所在地	弘前市大字 門外四丁目 五の二		弘前市大字 門外四丁目 五の二	
変更年月日		令和 六・七・三		令和 六・八・一	

青森県告示第五百九十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年十一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分		変更前		変更後	
居宅介護支援事業者	名称	有限会社 つるかめ ケアセンター		有限会社 つるかめ ケアセンター	
	主たる事務所の所在地	弘前市大字 門外四丁目 五の二		弘前市大字 門外四丁目 五の二	
居宅介護支援事業所		有限会社 つるかめ ケアセンター		有限会社 つるかめ ケアセンター	
所在地	名称	弘前市大字 門外四丁目 五の二		弘前市大字 門外四丁目 五の二	
	所在地	弘前市大字 門外四丁目 五の二		弘前市大字 門外四丁目 五の二	
変更年月日		令和 六・七・三		令和 六・八・一	

青森県告示第五百九十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び特定福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の

規定により告示する。

令和六年十一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区 分		特定福祉用具販売事業者		特定福祉用具販売事業所		変更 年月日
変更前	変更後	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
変更前 有限会社つるかめケアセンター	変更後 有限会社つるかめケアセンター	弘前市大字門外四丁目五の二	弘前市大字門外四丁目五の二	ハピネス福祉サービス	弘前市大字松原西三丁目七の二	令和六・七・三
変更前 有限会社つるかめケアセンター	変更後 有限会社つるかめケアセンター	弘前市大字門外四丁目五の二	弘前市大字門外四丁目五の二	ハピネス福祉サービス	弘前市大字松原西三丁目七の二	令和六・八・一

青森県告示第五百九十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年十一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区 分		特定介護予防福祉用具販売事業者		特定介護予防福祉用具販売事業所		変更 年月日
変更前	変更後	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
変更前 有限会社つるかめケアセンター	変更後 有限会社つるかめケアセンター	弘前市大字門外四丁目五の二	弘前市大字門外四丁目五の二	ハピネス福祉サービス	弘前市大字松原西三丁目七の二	令和六・七・三
変更前 有限会社つるかめケアセンター	変更後 有限会社つるかめケアセンター	弘前市大字門外四丁目五の二	弘前市大字門外四丁目五の二	ハピネス福祉サービス	弘前市大字松原西三丁目七の二	令和六・八・一

青森県告示第五百九十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和六年十一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区 分		居宅介護事業者		居宅介護事業所		変更 年月日
変更前	変更後	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
変更前 有限会社つるかめケアセンター	変更後 有限会社つるかめケアセンター	弘前市大字門外四丁目五の二	弘前市大字門外四丁目五の二	ハピネス福祉サービス	弘前市大字松原西三丁目七の二	令和六・七・三
変更前 有限会社つるかめケアセンター	変更後 有限会社つるかめケアセンター	弘前市大字門外四丁目五の二	弘前市大字門外四丁目五の二	ハピネス福祉サービス	弘前市大字松原西三丁目七の二	令和六・八・一

区 分	
名 称	介 護 予 防 事 業 者
主たる所在地	
事業の種類	
名 称	介 護 予 防 事 業 所
所 在 地	
変更年月日	

令和六年十一月八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

青森県告示第五百九十四号

変更後	変更前	変更後	変更前
社会福祉法人南優社		社会福祉法人南優社	
三戸郡南部 大字久井堂 一丁目一五	八戸市青葉 一丁目一三四	三戸郡南部 大字久井堂 一丁目一五	八戸市青葉 一丁目一三四
小規模多機能型居宅介護		認知症対応型共同生活介護	
小規模多機能ホーム蒼		グループホーム誉	
三戸郡南部 大字久井堂 一丁目一五		三戸郡五戸 町銀杏五 の四	
〃		令和 六・七・二 元	

変更後	変更前
社会福祉法人南優社	
三戸郡南部 大字久井堂 一丁目一五	八戸市青葉 一丁目一三四
介護予防小規模多機能型居宅介護	
小規模多機能ホーム蒼	
三戸郡南部 大字久井堂 一丁目一五	
令和 六・七・二 元	

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十八円九十銭